

## 事務総局会議（第23回）議事録

日時 令和4年8月23日（火）午前11時00分～午前11時20分

場所 総局会議室

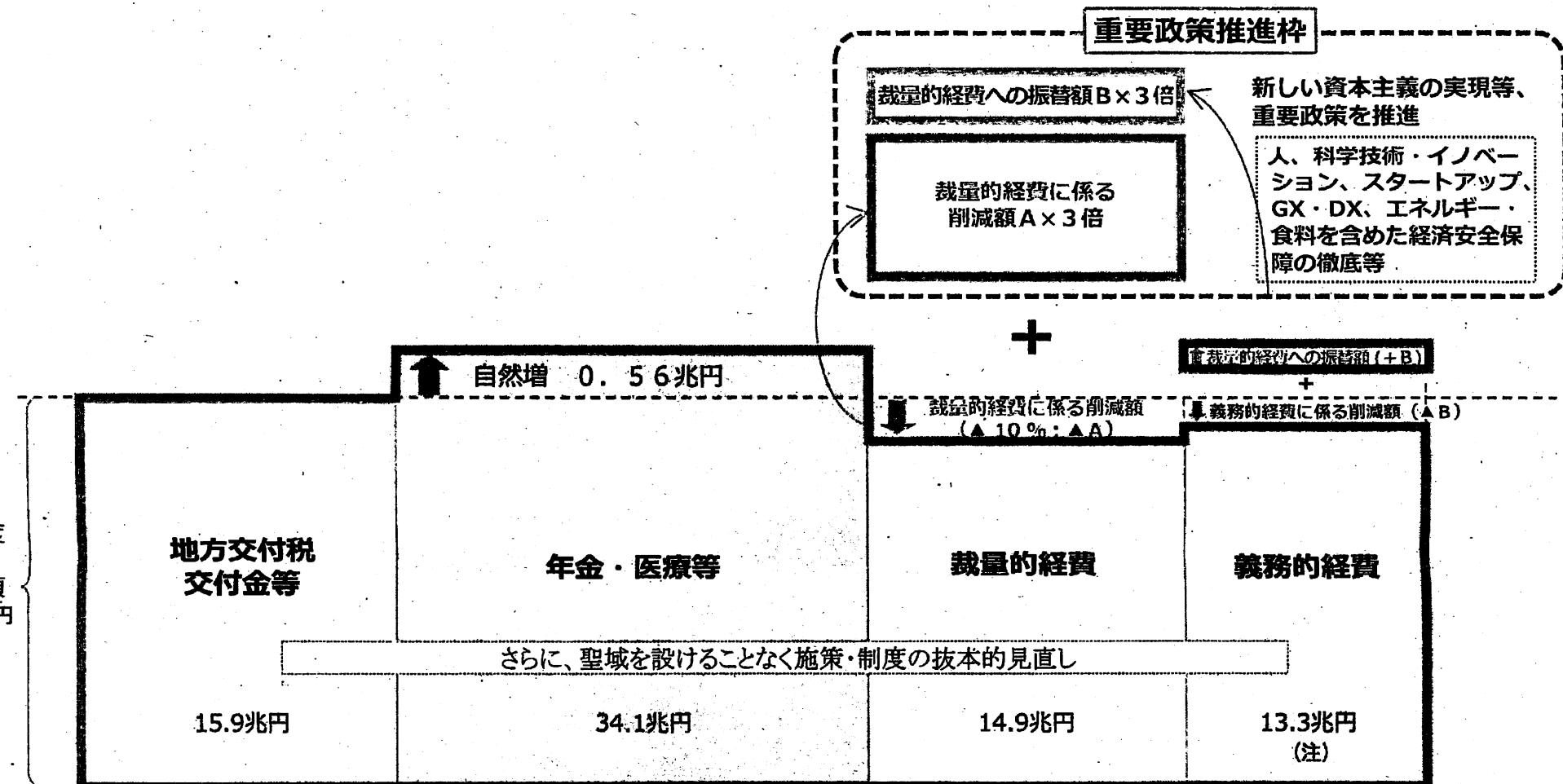
出席者 堀田事務総長、長田総務局第一課長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、近藤刑事局第二課長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤総括参事官、後藤審議官、一場司法研修所事務局長、遠藤裁判所職員総合研修所長、真鍋経理局主計課長

- 議事
- 1 令和5年度裁判所所管予算について  
　　氏本経理局長説明（資料第1）
  - 2 人事院勧告等について  
　　徳岡人事局長説明（資料第2）

結果 ◎ 裁判官会議付議 1、2

秘書課長 板津正道

# 令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、広島サミットの開催に必要な経費等の増減について加減算。  
(注) 上記前年度当初予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は83.3兆円、義務的経費は18.3兆円。

## 予算編成過程における検討事項

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策（上記 [...] や為替変動への適切な対応を含む）については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- ✓ 新たな「中期防衛力整備計画」に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- ✓ 少子化対策・こども政策に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- ✓ GXへの投資に係る経費については、「基本方針2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

## 令和5年度概算要求(案)の概要

最高裁判所

(単位:百万円)

区分	令和4年度 予算額	令和5年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	322,814	329,816	7,003	2.2%

※要求・要望額には「重要政策推進枠」8,692百万円を含む

(単位:百万円)

## 1. 裁判事務処理態勢の充実 38,595 ( 前年比 +7,913 )

## ○ 裁判手続等のデジタル化関係経費 6,711 ( 前年比 +5,582 )

◇ 民事、刑事、家事の各デジタル化関連経費、情報基盤整備関連経費

## ○ 民事事件関係経費 2,686 ( 前年比 △ 13 )

◇ 民事調停、労働審判、専門委員会関連経費など

## ○ 刑事事件関係経費 4,006 ( 前年比 △ 121 )

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

## ○ 家庭事件関係経費 6,110 ( 前年比 △ 2 )

◇ 家事調停関連経費など

## ○ 事件共通関係経費 19,081 ( 前年比 +2,466 )

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

## 2. 裁判所施設の整備 17,968 ( 前年比 +3,411 )

## ○ 裁判所施設の耐震化等 17,968 ( 前年比 +3,411 )

## 3. その他の機構維持等に必要な経費 273,253 ( 前年比 △ 4,322 )

## ○ 職員人件費 257,701 ( 前年比 △ 4,210 )

## ○ 司法修習生関係経費 3,709 ( 前年比 △ 1,008 )

## ○ その他の機構維持等経費 11,843 ( 前年比 +897 )

## 4. 定員要求

## ○ 増員 70人

事務官 70人

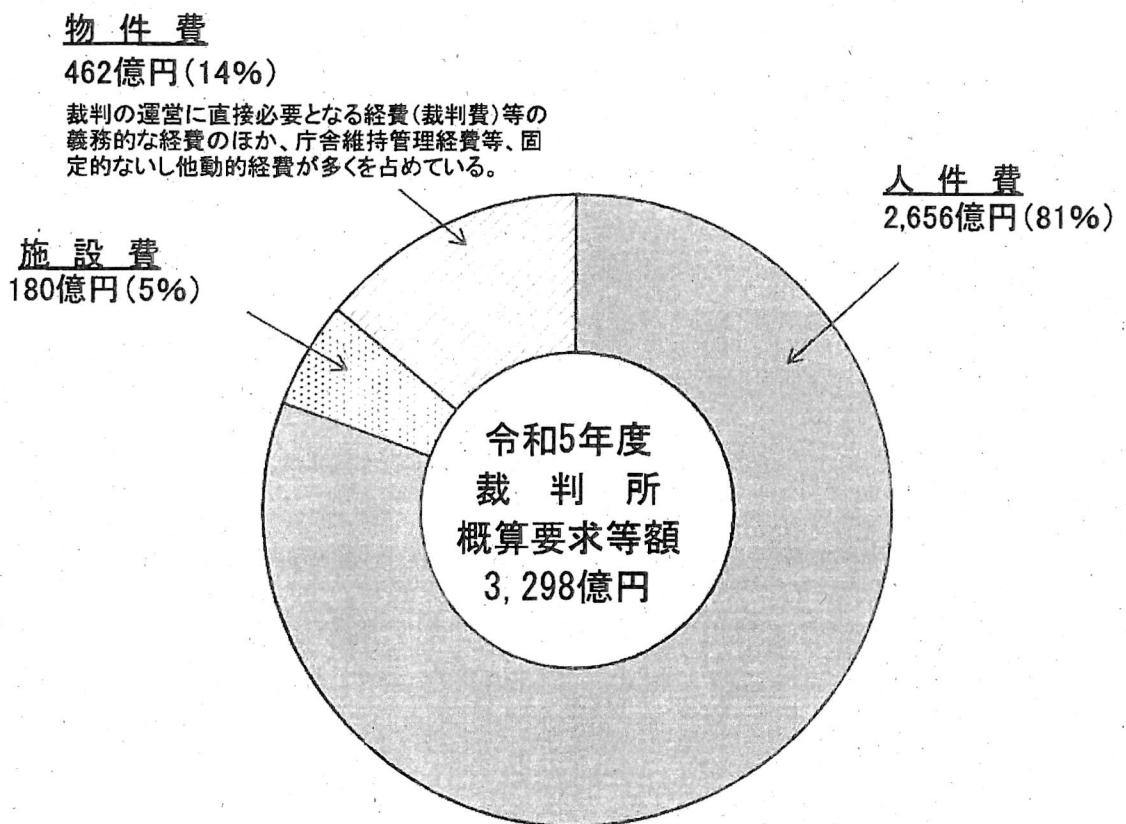
## ○ 定員合理化等 70人

※速記官から事務官への振替5人を含む。

## ○ 事件動向、充員状況等を踏まえた判事補15人の減

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 概算要求に係る経費の内訳



(単位：億円)

	4年度 予算額	5年度 概算要求等額	増▲減額
人 件 費	2,698	2,656	▲ 42
物 件 費	384	462	78
施 設 費	146	180	34
合 計	3,228	3,298	70

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 裁判手続等のデジタル化関係経費の内訳

(単位:千円)

令和5年度 要求要望額	令和4年度 予算額
----------------	--------------

## &lt;裁判手続等のデジタル化関係経費&gt;

民事訴訟手続のデジタル化	3,479,827	( 248,946 )
ウェブ会議等を活用した期日の運用	1,001,449	( 114,427 )
書面の電子提出	139,920	( 134,519 )
民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム	2,338,458	( - )
家事・非讼手続のデジタル化	568,254	( 13,434 )
刑事手続のデジタル化	167,488	( - )
情報基盤整備等	2,495,842	( 866,886 )
J・NET関係経費	1,826,850	( - )
総合コミュニケーションツール	668,992	( - )
<b>合計</b>	<b>6,711,411</b>	<b>( 1,129,266 )</b>

## 令和 5 年度増加要求人員表

区分		事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
官職			
行 (一)	事務官	70 [5]	
合計		70 [5]	

(注) [ ] は振替（速記官から事務官への振替 5）による増であり、内数である。

他に、判事補 15 の減、政府からの協力要請（平成 26 年 7 月 25 日付け内閣官房長官「『国家公務員の総人件費に関する基本方針』等について」）に対応するものとして合理化 65 がある。

裁判所共済組合の組織統合に伴い、事務官について(項)下級裁判所から(項)最高裁判所への振替 25 がある。

## 令和5年度概算要求施設主要案件

### 1 庁舎新営・増築

(新営・継続分) 8 庁

本 庁	津 地 家 裁	(7)
	富 山 地 家 裁	(11)
	鳥 取 地 家 裁	(9)
	佐 賀 地 家 裁	(8)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
地家裁支部	(静岡) 沼 津	(8)
	(富山) 高 岡	(7)
簡 裁	(和歌山) 串 本	(7)

(増築・新規分) 1 庁

地家裁支部	(福島) 郡 山	(8)
-------	----------	-----

### 2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1 庁

地家裁支部	(盛岡) 二 戸	(7)
-------	----------	-----

(改修・継続分) 1 庁

本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)
-----	-----------	-----

### 3 庁舎改修

本 庁	東 京 高 地 裁	(13)
-----	-----------	------

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

(令和4. 8. 23 人事局)

人事院勧告等

<資料目録>

- 1 人事院勧告の概要（本年の給与改定）
- 2 裁判官の報酬月額改定案
- 3 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

# 人事院勧告の概要(本年の給与改定)

## 3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ

(1:令和4年4月1日から実施、2:法律の公布日から実施)

- 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

### 1 債 紾 表

#### (1) 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率0.3%)

#### (2) その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

### 2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月に改定(現行4.30月)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手當に配分  
その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))月額 405,970円 年間給与 6,660,000円(勧告前との差 月額: 921円 年間給与: 55,000円)

## 裁判官の報酬月額改定案

(令4.4.1適用)

区分		現行 円	改定案 円	増減額 円	増減率 %
最高裁判所長官		2,010,000	(注) 1		
最高裁判所判事		1,466,000	(注) 2		
東京高等裁判所長官		1,406,000	(注) 3		
その他の高等裁判所長官		1,302,000	(注) 4		
判事	1	1,175,000	1,175,000	0	0.00
	2	1,035,000	1,035,000	0	0.00
	3	965,000	965,000	0	0.00
	4	818,000	818,000	0	0.00
	5	706,000	706,000	0	0.00
	6	634,000	634,000	0	0.00
	7	574,000	574,000	0	0.00
	8	516,000	516,000	0	0.00
判事補		438,900	438,900	0	0.00
	1	421,500	421,500	0	0.00
	2	387,800	387,800	0	0.00
	3	364,900	364,900	0	0.00
	4	341,600	341,600	0	0.00
	5	319,800	319,800	0	0.00
	6	304,700	304,700	0	0.00
	7	287,500	287,500	0	0.00
	8	277,600	278,000	400	0.14
	9	256,300	258,000	1,700	0.66
	10	247,400	249,200	1,800	0.73
	11	240,800	243,400	2,600	1.08
	12	234,900	237,700	2,800	1.19

(注) 1 内閣総理大臣と同額

2 国務大臣と同額

3 内閣法制局長官及び副大臣と同額

4 内閣法制局長官及び副大臣並びに大臣政務官を基に対応金額スライド方式により算出

## 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

令和4年8月8日現在

裁判官	改定年度	期末手当			勤勉手当			合計	
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計		
最高裁長官	現行	1.625	1.625	3.25				3.25	
最高裁判事	令和4年度	1.625	未定	未定				未定	
東京高裁長官		(支給済※)							
その他の高裁長官	令和5年度以降	未定	未定	未定				未定	
判1									
判2									
判3	簡特	現行	0.625	0.625	1.25	1.0	1.0	2.0	3.25
判4	簡1	令和4年度	0.625	0.625	1.25	1.0	1.05	2.05	3.3
判5	簡2		(支給済※)		0	(支給済)		+0.05	+0.05
判6	簡3	令和5年度以降	0.625	0.625	1.25	1.025	1.025	2.05	3.3
判7	簡4				0			+0.05	+0.05
判8									
	簡5	現行	1.0	1.0	2.0	1.15	1.15	2.3	4.3
補1	簡6	令和4年度	1.0	1.0	2.0	1.15	1.25	2.4	4.4
補2	簡7		(支給済※)		0	(支給済)		+0.10	+0.10
補3	簡8	令和5年度以降	1.0	1.0	2.0	1.2	1.2	2.4	4.4
補4	簡9				0			+0.10	+0.10
補5	簡10								
補6	簡11								
補7	簡12	現行	1.2	1.2	2.4	0.95	0.95	1.9	4.3
補8	簡13	令和4年度	1.2	1.2	2.4	0.95	1.05	2.0	4.4
補9	簡14		(支給済※)		0	(支給済)		+0.10	+0.10
補10	簡15	令和5年度以降	1.2	1.2	2.4	1.0	1.0	2.0	4.4
補11	簡16				0			+0.10	+0.10
補12	簡17								

\*令和4年6月期の期末手当は、令和3年人事院勧告対応の特例措置として、各欄に掲記の支給月数により計算された額から令和3年12月期の期末手当において引き下げられるべきであった額に相当する額を控除した額が支給された。